お気づきですか!

補助金不正受給=詐欺行為



刑法第246条に基づく犯罪

業者からの甘い言葉にご注意ください!

業者より

熊本地震からの復旧事 業に関する不正受給が 疑われる事案が発生し ています!

「自己負担がないように」 「自己負担が少なくてすむように」 書類を作成して申請しますよ。



との説明を受け、「負担がない」・「負担が少ないなら」…と、安易な考えで申請を行い、補助金の交付を受けた場合、不正受給となります。

つまり、知らず知らずのうちに詐欺行為に加担している恐れがあります。

(注) 不正が発覚した場合は、補助金の返還請求や警察への告訴等を実施する場合がございます。